

平成 23 年 9 月 15 日

大王製紙株式会社

[コード番号 3880]

ロシアにおける並行輸入品の差止めについて

大王製紙株式会社は、ロシア法人 Autoterminal 社が当社ベビー紙おむつ「G00.N」をロシアに並行輸入しようとした行為に対して、商標権侵害による差止め訴訟を提起していましたが、このほど沿海地方仲裁裁判所（ウラジオストック）が当社の主張を認める判決を下しましたのでお知らせします。

<経緯>

当社は模倣品対策の一環としてロシアにおいても商標の税関への登録を行っています。

2011 年 2 月、ウラジオストック税関から、当社がロシアへの輸入行為を許可している輸入権利者ではない Autoterminal 社が大王製紙株式会社の商標「G00.N」を使用した商品「紙おむつ」をロシアへ輸入しようとしている行為について通知がありました。

ロシアでは、並行輸入業者が一時的に安価に商品を供給するが安定に供給しない、正規代理店と錯覚させるような販売サイトを作成し消費者にご迷惑をおかけする問題が生じていました。そのため、当社は、ロシアの法令・判例を調べ、代理人である飯島商標特許事務所と検討した結果、ロシアにおいて並行輸入行為は商標権侵害と判断される可能性が高いと判断し、2011 年 3 月 15 日、ロシア代理人 GORODISSKY & PARTNERS を通して、沿海地方仲裁裁判所に、輸入・販売又はロシア国内における市場流通の禁止を目的とする民事訴訟を提起しました。

7 月 25 日、裁判所は当社の主張を認める判決（商標権侵害による輸入差止め）を下しました。日本貿易振興機構（JETRO）によれば、「ロシアにおいて真正商品の並行輸入を差し止める判決を得たのは、認識している限りでは、日本企業で初めて」とのことです。

（日本国においては、真正商品の並行輸入は、商標権侵害とならないとの判例・通説ですが、ロシアにおいては日本とは異なる判断がなされました。）

なお、判決の内容につきましては、代理人である飯島商標特許事務所のホームページをご参照ください。（<http://www.tmiijima.jp/topics/ro11091501.pdf>）